

<b>第49回和歌山県人権施策推進審議会</b>	
<b>日 時</b>	令和6年3月18日(月) 10:00~11:30
<b>場 所</b>	和歌山県自治会館203会議室
<b>報 告</b>	①県民意識調査及び事業所アンケート調査の結果について
<b>議 題</b>	①和歌山県人権施策基本方針改定のための専門委員会委員の選出について ②「和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱」等の改正について
<b>そ の 他</b>	意見交換など
<b>出席委員</b>	上岡委員、上野委員、竜田委員、 中萩委員、平木委員、山岡委員、山添委員
<b>配付資料</b>	①【資料1】和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う和歌山県人権施策推進審議会専門委員会委員の選出について ②【資料2】「和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱」の改正について ③【資料3】行政組織の改編に伴う規定の整備について ④【資料4】関係法令 ⑤ 冊子「和歌山県人権に関する県民意識調査 結果報告書」 ⑥ 冊子「和歌山県人権に関する事業所アンケート調査 調査結果報告書」 ⑦ 冊子「人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要」 ⑧ 冊子「和歌山県人権施策基本方針第3次改訂版」
<b>内 容</b>	
	1 開 会  和歌山県参事(人権局長事務取扱) 挨拶

	<p><b>2 報 告</b></p> <p>報告(1) 県民意識調査及び事業所アンケート調査の結果について</p> <p>人権施策推進課から冊子「人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査 結果の概要」に基づき報告した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり</p>
委員	<p>調査結果、特に概要版は、フルカラーで大変わかりやすく作成されていると思う。そこで、せっかく作成したものをどういうふうを活用するかという点について、例えば、企業における研修で活用してもらうなど、そのあたりをどのように考えているのか、お聞きしたい。</p>
事務局	<p>企業での活用については、まず、パートナーシップ協定を結んでいる県内の事業所 387 者へお配りし、見ていただけるようにしたいと考えている。また、県民の皆さんが見ることができるよう、県のホームページにも掲載するため、見ていただきたいと思う。</p>
委員	<p>ホームページの掲載はいつ頃になるか。</p>
事務局	<p>既に掲載しているため、ご覧いただきたいと思う。</p>
	<p><b>3 議 題</b></p> <p>議題(1) 和歌山県人権施策基本方針改定のための専門委員会委員の選出について</p> <p>事務局より資料1及び資料4に基づき説明した。</p> <p>和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第2項第3号に基づき、専門委員会委員に「上岡委員」「上野委員」「岡田委員」「島委員」「新野委員」「山添委員」の計6名を選出した。</p>

	<p>議題（２）「和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱」等の改正について</p> <p>事務局より資料２、３、４に基づき説明した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり</p> <p>事務局案のとおり議決された。</p>
<p>委員</p>	<p>形式的な部分だが、説明の中で「条例」、「要綱」、「要領」、「規則」といういくつかの名称が出てきたため、それぞれの位置付け、階層を説明していただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>和歌山県人権局が所管している条例は、「人権尊重の社会づくり条例」、「部落差別の解消の推進に関する条例」、「コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」の３つであるが、今回関係するのは、「人権尊重の社会づくり条例」と「部落差別の解消の推進に関する条例」の２つである。</p> <p>審議会の規則に関しては、「人権尊重の社会づくり条例」第７条に、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」と書かれているため、審議会の運営に関すること等は、条例から一段落とした「規則」という形で整理している。</p> <p>さらに、審議会規則第７条で、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」と書かれているため、審議会規則よりもっと細かいことは「要綱」で整理している。</p> <p>さらに、審議会運営要綱第２条で、人権侵害事件対策委員会を書き込むことを提案しているが、本対策委員会の担う役割などの細かいことは、「要領」という形で、今回新たに整理する。</p> <p>上から順に、「条例」、「規則」、「要綱」、「要領」という４段階で整理させていただき、改正をお願いしたい。</p>
	<p>４ その他</p> <p>委員からの意見等については、以下のとおり</p>
<p>委員</p>	<p>外国人に与える情報データはどのようにしているのか。</p> <p>本日、説明の中で、法律用語や難しい漢字用語が出てきたが、ゆっくり時間をかけて読まなければ理解できない部分がある。外国人に関することで、留学生・研修生として来訪している外国人、在住外国人たちは、情報をどのように得ることができているのか、情報が十分届いているのか、ということがいつも頭に浮かぶため、コメントしておく。</p>

事務局	<p>県としても、できるだけわかりやすい表現を用いながら伝達していくことを心がけていかなければならないと考えている。留学生の方等にどのように伝達していくかについて、どういったやり方が最もスムーズに情報伝達できるかを、関係課等と協力しながら考えていきたい。</p> <p>現状、留学生等になかなか情報が届かない、情報を取得しにくい、ということであれば、できるだけわかりやすい表現で伝えていくことを検討していきたい。</p>
委員	<p>県民意識調査と事業所アンケート調査の結果について、わかりやすくまとめていただいた。調査結果の中に新型コロナウイルスに関する項目があり、感染症に関する意識が高まっていると感じた。また、難病患者の人の人権についても、事業所では、いろいろと配慮していただけているのではないかと感じている。</p>
委員	<p>留学生に関して、大学や事業体、もしくは雇用されているケースでは企業体、これらからが一番伝達しやすく、わかりやすいと思う。まず伝達する情報を検討し、その情報を留学生に伝達しやすい団体に伝達して、団体から留学生に届けるという、ルートの確保が必要だと思う。また、私が務めている大学などでも、東南アジアからこられたタイやカンボジアの方々になかなか伝わらないことがある。日本語のN2あたりを持っていけば伝わるが、本当に難しい。もうすぐ学生たちが企業に入り、そこでの問題等の発生もあると思う。</p> <p>そして、調査結果のデータを見て思うことは、差別や様々な人権問題があることと同時に、心のケアというものがある。しかし、心のケアが果たしてどの程度機能できるかという問題があると思う。人権問題というのは、いろいろな形に変わっていくため、心のケアの機能が追いつくかが問題である。心の傷は伝承されたり、伝達されたりして、次の世代にも及んでしまうため、どの段階でも、こまめにサポートする体制が必要だと思う。解決することはもちろん必要だが、傷を受けた人たちのサポートが必要だということを、データを見ながら思っていた。</p>
委員	<p>別の委員の発言を聞き考えていた。県民意識調査と事業所アンケート調査の概要の一番後ろに相談窓口一覧があり、非常にわかりやすくまとめているためありがたいと思う。一方で、例えば、外国人の方や知的障害などいろいろな障害があること、障害はないが心の状態・からだの状態によって、窓口になかなか繋がらない、繋がるにしても、例えば外国人の方なら、通訳をどうしたらよいかという問題等もかなりあると思うため、窓口の実質的につなげるには、どういうことが必要かを考えながら、読ませていただいた。</p>
委員	<p>障害者権利条約について、2021年3月に、日本政府のやっていることに対して、国連から、こういうことについてもっと考えなければならないというような勧告があった。また、日本の障害者団体からも、今の日本のやり方に対して、もっと国連の意向を尊重しなさいというパラレルレポートという</p>

	<p>のが出ている。簡単に言うと、日本の標準と、国連が考えている標準とは、かなり違いがあるということ。例えば、日本では、障害者が作業所という形で仕事をしているが、国連からは、シェルタードワークショップ、隔離された仕事の形態であるため問題があると言われている。日本国内には随分たくさんそのような施設があるが、これを国連がいうように解体していくことになる、また大変なことになるが、しかし、将来的には解体していかなければならないと思う。例えば、支援学校という特別に隔離された形で、地域の子どもたちがその学校で学んでいることに対して、やはり国連は、これは早急に直し、地域の中で、一般の子どもと一緒に障害のある子どもたちも学ぶ機会を与えていく、相互に成長するような仕組みを取らなければならないと言っている。だから、LGBTなど、いろいろな面で、世界の標準と日本の標準はかなり違うところがあり、そういった中で、私たちは今、和歌山県民として審議会の場でお話しているが、少しでも世界の標準と日本の標準の違いをなくす役割が果たせればいいなと思っている。</p>
<p><b>委員</b></p>	<p>先ほど、外国人の方への伝達方法のお話があった。私は電車で移動していることが多いが、移動していると、異常事態がときどき起きる。地震や人身事故など様々なことで電車が止まってしまうときに、我々は放送聞いて、あるいは放送を聞かなくても何となく、何かあったとわかり、これぐらいなら1時間ぐらい待っていれば動くかなとか、なかなか動かないだろうとか、駅員さんに聞きに行ったり、周りの人からいろいろ聞いたり、そういうふうにして情報収集できる。しかし、外国の方や耳の聞こえない方は、情報収集の手段が極端に限られてしまう。そのような情報をどのようにして皆さんにお伝えしていくかということは、かなり重要だと思う。特に、最近、交通機関を利用していると、人の対応が少なくなってきた。窓口の人がおらず、モニター越しに案内してもらい、切符を買うような形態であったりするため、どうしても、皆にいろいろな情報を伝達することが難しい課題だと思った。</p>
<p><b>委員</b></p>	<p>先ほど事務局説明の中で複合差別というお話があったが、障害がある女性であったり、部落差別の中の女性であったり、複合という言葉がよく使われるが、今、世界的な考え・感覚で言うと、交差性という言葉がよく使われている。クロスした視点での差別という、同時に起きる差別という意味で、そういった視点を持つておくことも大事だと思った。</p> <p>また、いろいろな問題や差別を受けていたとしても、本当は一人一人がすぐ尊重される社会でなければならぬため、和歌山県に暮らして、誰もが、一人一人が、生き生きと暮らせる社会を目指していくために人権施策があるのだと思う。今回、調査結果も出て、女性の問題については、職場においての参画だけではなく、政治参画や、職場のセクハラの問題への関心がとても高くなっていることがすごいと思うし、嬉しいと思った。この調査結果を生かして、良い基本方針を立てていただきたいと思った。</p>

